

## 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のお知らせ

1 対象となる方は、清水町に住所を有する方で(1)～(2)の方

(1) **65歳**を迎えられた方

(66歳の誕生日を迎えると対象外になります。)

(2) 接種当日に60歳から65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能で日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。

※これまでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象となりません。

※65歳中のみ定期接種の対象となります。年齢を過ぎると対象となりませんのでご注意ください。

2 接種期間 65歳以上66歳未満 (1年間となります)

3 接種ワクチン 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

4 接種回数 1回

5 料金負担額 5,000円

※生活保護世帯の方は全額町で負担します。

6 接種方法 町内医療機関に予約をして、予防接種を受けてください。

予診票は、保健福祉センターおよび、予防接種実施医療機関に設置しています。

7 医療機関

医療機関	住所	電話番号
清水赤十字病院	清水町南2条2丁目	62-2513
前田クリニック	清水町南1条4丁目	62-2032
だい内科医院	清水町南4条4丁目	69-3555
御影診療所	清水町御影西2条3丁目	63-2320

※介護老人福祉施設等に入所している方や町外の医療機関に入院している方については、町外の施設や病院での接種についても一部町で負担しますので、事前に入所している施設、病院にお問い合わせください。

8 問合せ先 清水町役場 保健福祉課 健康推進係 (電話0156-67-7320)

## 高齢者肺炎球菌定期予防接種についての説明書 (R8. 4~)

### 【肺炎球菌感染症の概要】

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

### 【接種の対象者】

以下に該当する方が対象です。

- ① 65歳の方
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

### 【使用するワクチンと接種方法、そのスケジュール】

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を用いて、1回筋肉内に接種します。

なお、令和8年度より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）に変更になりました。

### 【接種できない方、接種に注意が必要な方】

ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、また予防接種を行うことが不適切な状態にある方等は接種できません。

また、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方、過去に痙攣をおこしたことがある方、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方、血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方は接種に注意が必要です。

### 【沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の効果】

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

### 【沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の安全性】

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性痙攣含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛* (59.6%)、筋肉痛 (38.2%)、疲労 (30.3%)
10%以上	頭痛 (21.7%)、関節痛 (11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

\*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

#### 【他のワクチンとの同時接種・接種間隔】

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

#### 【接種を受けた後の注意点】

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

#### 【その他】

肺炎球菌ワクチンの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

厚労省 高齢者の肺炎球菌ワクチン 検索



#### 【予防接種健康被害救済制度について】

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金及び葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前や後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等）によるものなのかの因果関係を、救済請求に基づいて国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。制度の利用を申し込む時は、下記にご相談ください。

【問合せ・相談先】 清水町保健福祉センター内 保健福祉課 健康推進係 電話 67-7320